

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		川西市廃棄物減量等推進審議会		
事務局 (担当課)		美化衛生部 美化推進課		
開催日時		令和6年3月19日(火) 午後1時～3時35分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員 (敬称略)	花田 真理子(会長)、南野 繁夫、岡田 須美子、山脇 健司、木村 茂、林 努、佐藤 恵美、大田 正、金子 愛、堀 伸介		
	その他	中外テクノス、企画財政部 副部長、行革推進課 主任		
	事務局	美化衛生部 部長、美化衛生部 副部長、美化推進課 課長、美化推進課 主査、美化推進課 主査 ※Web参加：衛生管理課 課長		
傍聴の可否		可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 意見提出手続き結果について <資料1></p> <p>(2) 市議会意見と市の検討結果について <資料2></p> <p>(3) 川西市一般廃棄物処理基本計画について <資料3></p> <p>(4) 川西市一般廃棄物処理基本計画【概要版】について <資料4></p> <p>(5) 資料編について <資料5></p> <p>(6) その他</p> <p>3. 閉会</p> <p>○その他送付物： <参考資料> ごみの有料化制度について (R5.8.1 資料5) Rあ～る かわにし：vol47、vol48</p>		
会議結果		別紙 審議経過のとおり		

審議経過

【開会】

事務局

委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらずお集まりいただきありがとうございます。

議事の説明に入ります前に、部長の曾野より一言ご挨拶をさせていただきます。

部長、よろしくお願ひいたします。

事務局

皆さま、改めましてこんにちは。

平素は本市の美化推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。この場をお借りいたしまして厚くお礼申しあげます。

さて、令和4年6月7日の第1回目の審議会におきまして一般廃棄物処理基本計画の改定について諮問させていただいてから、本日の第11回までの2年にわたり、花田会長はじめ委員の皆様には大変ご熱心にご討議やご審議を賜りまして誠にありがとうございました。昨年9月22日に審議会から市長に答申をしていただき、広く市民にパブリックコメントを実施いたしました。

また、市議会議員からの意見も賜り、おかげ様を持ちまして今回無事に「川西市一般廃棄物処理基本計画」を策定することができ、これもひとえに委員の皆様のご支援のたまものと感謝いたしております。今後、令和6年度から令和13年度の8年間にかけ、この基本計画に基づき循環型社会の実現に向けた施策に積極的に取り組んで参りたいと思います。

今回をもちまして、基本計画策定に係る審議は終了とさせていただきますが、今後ごみの減量目標に向けて、委員の皆様には引き続きご協力を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、基本計画策定につきましては本当に長い間お世話になり、ありがとうございました。

事務局

それでは次第に従いまして議事を進めていく前に、本日の委員の出席状況について、ご報告させていただきます。

本日は、副会長と委員がご欠席でございます。従いまして、10名のご出席となりますので、川西市廃棄物減量等推進審議会条例

第7条第1項の規定により、本日の審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、当審議会は、「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」第10条第3項の規定に基づき公開で行われますので、ご承知ください。現在のところ傍聴者は来られておりません。

また、本日は、ごみの減量化の施策を検討するにあたり、本市が基本計画策定支援業務を委託しております、中外テクノス株式会社から2名出席しております。また、市職員2名がオブザーバーとして傍聴しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、資料のご確認をさせていただきます。

事前に郵送させていただいておりました資料といたしまして、8種類ございます。

まず、本日の「次第」が1枚、資料1が「意見提出手続結果について」、資料2が「市議会意見と市の検討結果について」、資料3が「一般廃棄物処理基本計画（案）について」、資料4が「一般廃棄物処理基本計画【概要版】について」、資料5が「資料編について」、参考資料といたしまして、令和5年8月1日審議会資料5の「ごみの有料化制度について」の資料となっております。本日の次第につきましては、皆様の机上に差し替えさせていただいております。資料は揃っておりますでしょうか。

会議中ご質問やご意見がある方は、挙手の上お名前をおっしゃっていただき、会長に指名された方から順番にご発言いただき、冒頭に意見か質問かをおっしゃってからご発言をお願いいたします。

本日の会議は、ズームでの会議ですので、ご発言される場合は、ゆっくり大きめの声でお願いいたします。また、本日の終了時刻は15時を予定しております。

それでは開会にあたりまして、花田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

改めまして、皆様こんにちは。

年度末、なかなかいろいろとお忙しいと思います。その中お集まりいただきありがとうございました。

先程の部長のご挨拶にありまして、やっとなという感じではございますが、川西市一般廃棄物処理基本計画の案ということでまとめていただいたものが出て参りました。

今日はこれをしっかりと拝見しながら、どうぞ皆様いつもどおり、たくさんのご意見を賜ればと存じます。

この審議会の皆様は、ものすごく熱心だということを常日頃から感じておりますので、本日も忌憚のないご意見を、これだけの人数でWEBでもありませんので、どうぞお気軽にご発言いただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

さっそくですが、次第の2議事というところをご覧ください。

(1)「意見提出手続結果について」を議題といたしますので、事務局から説明をよろしく願いいたします。

事務局

それでは、資料1の「意見提出手続結果について」を説明させていただきます。

まず、計画策定経過を説明させていただきます。

審議会におきまして令和5年9月22日に答申いただいた後、令和5年12月20日から令和6年1月18日までの間、パブリックコメント、意見提出の手続きを実施いたしまして、市に対して市民4名から15件のご意見をいただきました。

さらに12月19日の市議会議員協議会において市議会議員からご意見をいただき、その後も議員から文面で合計37項目のご意見をいただきました。

それらの意見等を踏まえ、一部修正等を行いまして再度2月15日の市議会議員協議会において、市の検討結果を報告させていただき、川西市一般廃棄物処理基本計画策定に至ったものでございます。

現在、市のホームページや市内の各行政センター等20箇所一般廃棄物基本計画をはじめ、意見等の資料を置かせていただき公表しております。公表期間は、3月6日水曜日から4月4日木曜日までとなっております。

この様な経緯がございまして令和6年度から令和13年度までの新たな一般廃棄物処理基本計画が出来上がり、市全体の他の個別計画とともに市長決裁を受けた後、ホームページで公開される運びとなります。

それでは、資料1の川西市一般廃棄物処理基本計画案に係る意見提出手続結果をご覧ください。

意見募集期間は令和5年12月20日水曜日から令和6年1月18日木曜日の1ヶ月間で、4人から15件のご意見がございまし

た。

資料の1ページ目をお開き下さい。左端の番号は、15件の意見について、基本計画のページの若い順に1番から15番の意見番号が付いております。そして、右列に意見の内容、市の検討結果を記載し、右端の提出者につきましては4人にAからDを付けさせていただきます。

それでは、意見番号1から簡単に説明させていただきます。

意見番号1につきましては、計画全体を通しての意見でございます。まず、猪名川上流広域処理組合及び3町との関係性が整理しきれていないように感じるということで、国崎クリーンセンターとの連携といった表記をしておきながら、別のところでは本市だけの考え方を示している部分が見受けられる。全体を通して関係性を明確にしておく必要があるのではと感じましたというご意見と、13年度の目標値の達成に向けての現状施策の中には有料化について一切触れられてないにもかかわらず、令和5年8月25日に開催された審議会の議事録では、「事務局のほうでは、令和13年度までよりも、もっと早い段階での導入実施を考えていく方向になるかと思えます」との事務局の見解が出ている。計画上では有料化について明確な記載をせずに隠しているのではないかと、令和13年度までに排出量の755gが達成できなかつたら有料化に向けた検討を行います、ということならまだ理解できますが、それに向けた減量施策を明記しているにもかかわらず、減量施策に出てない有料化を行おうとすることは、減量化のための有料化ではなく有料化ありきになっているというご意見をいただいております。

市の検討結果としましては、まず、猪名川上流広域ごみ処理施設組合との関係性、収集は、市、町それぞれが実施する。処理は1市3町が設立した猪名川上流広域ごみ処理施設組合が実施するものという立場を明確にしているという検討結果を示しております。

ごみの有料化につきましては、計画の37ページと52ページに明確に記載させていただきます。有料化をする目的としましては、家庭系ごみ1人1日当たりの排出量はやや増加傾向となっており、その中でも生ごみの割合が多く、また、燃やすごみの中に資源物が混ざっているなどの課題を抱えているため、ごみ排出者のご理解とご協力を得て大量消費、大量廃棄からの生活様式

を変えていただく必要があります。これらの流れがより丁寧に分かるように、ごみ排出量やリサイクル率などのグラフを追加するとともに、37、52 ページも修正しております。

また、有料化のタイミングにつきましては、前計画から検討を進めていたもので、本計画の策定に関して審議会に諮問し、重点施策のひとつとして答申を受けたものです。

このように現状や答申を踏まえ、ごみの発生抑制、施策の実施、脱炭素化を目的とした指定ごみ袋制の導入及び排出量に応じた費用負担の公平化を最優先にしたごみ有料化の実施に取り組みます。

具体的な仕組みやスケジュールについては現在検討中ですが、皆さんの意見を聞きながら取り組んでまいりますとの検討結果を示させていただきました。

意見番号2につきましては、計画4ページの表中、センチの単位表記にばらつきがあるということで、統一、修正しますという検討結果を示しております。

3番につきましては計画の5ページ、図中の右側の搬出の下方枠内、資源化の中に溶融メタル・溶融スラグ・溶融飛灰が表記されているが、これは焼却した後の処理によって生成されるものであるため、図中の位置や矢印が誤っているのではないかというご意見でしたので、ごみ処理フローに、溶融メタル・溶融スラグ・溶融飛灰に（焼却から生じたもの）と注釈を追記させていただいております。

資料3も一緒にご覧ください。

会長

それは見ていただくとして、単純な表記間違いなどは修正いたしましたということで、しっかり直していただいたところをご説明いただいたほうが理解しやすいと思います。焼却から生じたものという注釈を追記したのですよね。続けて4番からお願いできますか。多分、委員の皆さんみんな読んでくださっていると思うので、ポイントを言っていただくとありがたいなと思います。

事務局

すみません。続きまして4番につきましては、令和4年度の1人1日当たりの排出量822gとなっておりますという表記がありますけれども、こちらが目標値を達成しているのに触れてないというご意見でございます。そちらにつきましては、令和4年度の排

出量 822g で目標を達成しましたという表記に修正させていただいております。

会長 多分ご指摘の内容は、努力して市民が減らしたのにそれを書いてないという話ですが、検討結果を見ると家庭系のごみはちょっと増加傾向になっていて、生ごみの割合が多いから、やはりこれは達成したからいいじゃなくて、この先、次の計画でも取り組んでいく必要があるのでこの表記にしましたということですよ。

事務局 そうです。

会長 じゃあ、5 番行きましょうか。

事務局 意見番号 5 につきましても、表記の問題です。溶融メタル・溶融スラグ・溶融飛灰の資源化によりごみ減量化が進みという表記について、こちらの資源化を進めたことがごみ減量化につながっていないのではないかというご意見をいただきましたので、文章を大型ごみの有料化によるごみの減量化及び溶融メタル・溶融スラグ・溶融飛灰の資源化によってという形に修正させていただいております。ご指摘のとおり、溶融メタル・溶融スラグ・溶融飛灰の資源化によって減量化が進むわけではありませんので、ごみの減量化と資源化が進んだことによりリサイクル率が向上しているため、説明を修正しております。

意見番号 6 番につきましては、効率的な収集運搬を目指し、平成 28 年 5 月から大型ごみの有料収集を開始しとあるが、ホームページを見る限り、大型ごみの有料化の目的はごみの減量化と処理費用の公平性ということで、効率的な収集運搬を目指したとは記載されていないが、どういうことかというご意見です。大型ごみ有料化実施前は、決まった曜日に各家庭がごみステーションに排出していたため、市内の全ステーションを回って収集していましたが、有料化後は予約により排出日時と場所を特定して現地に直接向かうことができ、収集運搬の効率化にもつながったということで、収集運搬の一段落目の文章を「平成 28（2016）年 5 月から大型ごみの有料収集を開始し、令和 4（2022）年 4 月からビン排出コンテナの事前設置及び収集を廃止しました。加えて、燃やさないごみ、有害ごみ、ビン、カンの収集を月 1 回に変更するな

ど、効率的な収集運搬を目指し、収集体制の見直しを行ってきました。」という形で修正させていただいております。

意見番号7番です。こちら2Rを徹底した上で、再生利用、リサイクルを推進します。新たな資源化可能な品目を検討します。特にプラスチック資源循環法に基づき、リサイクル手法を検討します、とあるが、資源化については猪名川上流広域ごみ処理施設組合のごみ処理基本計画において定められていることなので、本市のごみ処理基本計画にここまで言い切ってよいのか、せめて文末に施設組合や3町協同で検討しますといった表現のほうが良いのではないかというご意見でございます。市の検討結果としましては、リサイクル手法は市で検討した結果を、猪名川上流広域ごみ処理施設組合と協議し、構成している3町と協働で実施していくことを考えていますという形で作成しております。

続きまして、意見番号8番です。計画のスローガンに関するご意見で、『ごみにする？資源にする？それは結局あなた次第』というスローガンについて、自分事として捉えてほしいということを出したいのではないと思いますが、逆にあなた次第ということで、好き勝手にごみを出していいのか、という話と、スローガンが何のためのスローガンなのか、ごみ減量のスローガンか分別を進めるスローガンなのか、耳ざわりのいい、聞こえのいいことしか書いてないのではないか、というご意見をいただきました。本計画のスローガンは、審議会でも皆さまにご審議いただきましたように、更なるごみの減量とリサイクルを進めるために、市民や事業者が自らのこととして取り組むことであり、そのための気づきとなるスローガンを設定させていただいております。あなた次第というところは、好き勝手にごみの分別をしていいということではありません。取り組みの第一歩として、非常に重要な分別に焦点を当て、具体的な減量数値を明記することで目指す目標をわかりやすく表現し、ごみの減量とリサイクルを進め、持続可能な循環型社会の実現を目指しますという検討結果とさせていただきます。

続きまして、意見番号9です。プラスチックごみに関するご意見です。店頭商品はプラスチック容器がほぼついています。計画にもありましたが、ばら売りの徹底、特に大手業者に関しては市からも強く要望をお願いしたいです。また、プラスチックごみについては、可燃ごみと区別しない自治体もあると聞きますが、川

西市については焼却炉の性能、人件費などを考慮した上の分別と理解してよろしいでしょうか、というご意見でございます。市内のごみ減量化、再資源化推進宣言店（スリム・リサイクル宣言店）事業者や、未加入店舗に対しても簡易包装等の啓発を推進します。また、再資源化の目的のため、平成 21 年 4 月より容器包装リサイクル法の趣旨に則り、分別収集を開始しております。なお、ごみ排出者に分別を協力していただくことで人件費抑制にもつながっていますという検討結果とさせていただきます。

意見番号 10 番です。こちら計画 47 ページの表について表中で大型ごみの定義がこの部分だけ 40cm 四方の立方体という表現になっておりました。他のページでは 1 辺 40cm 以上となっており、統一した表記にすべきというご意見が出ております。計画 47 ページ表 3-3-2 のごみの収集運搬体制の大型ごみについて、単品で一辺 40cm 以上（可燃物・不燃物）のものに修正しております。

意見番号 11 番、収集した資源物は有価物として市の収益となっているとあるが、直接的に市の収益となっているのか、というご意見です。こちら施策 31 の資源物持ち去り等への対策の 2 段落目の文章を「収集した一部の資源物は有価物として」という形に修正させていただきます。一部の資源物は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合が売却し、国崎クリーンセンターの運営経費に充てています。直接市の収益にはなっていませんが、そのことによって市の負担金が軽減されていますという形で検討結果を作成しております。

続きまして、意見番号 12 番、資源物の持ち去りについてのご意見です。資源物のごみステーションから勝手に持ち去られていること、もっと市の収益になっていたのではないかというご意見をいただいております。他市においては、持ち去りを制限する条例などもあると聞いているが、それについてどのように受け止めているのかという内容も触れられているところでございます。こちら施策 31 の資源物の持ち去り等への文章、持ち去り等への対策第 3 段落目の文章を、「広報誌等での啓発やポスターの作成を行うとともに、地域と協力しながら持ち去り防止の啓発に努めます。また、他市の状況を調査して、条例制定を検討します。」に修正いたします。ご提案いただいた資源物の持ち去りを禁止する条例については、持ち去りを抑止する選択肢の一つだと認識しています。しかし、条例を制定するだけでは資源物の持ち去りを

防ぐことは難しく、実効性を担保するため、条例に罰則等の規定を定めるのはもちろんのこと、ごみステーションに防犯カメラを設置することや、パトロールによる取り締まりを行うなど、具体的な対策を講じることが必要です。一方で、市内にある約5,000ヶ所のごみステーションに防犯カメラの設置やパトロールの実施などを行うには多額のコストが必要となり、具体的な対策を講じるには至っていませんが、まずは現状把握のため現地調査を実施しております。今後は地域の方々に協力いただきながら、持ち去り防止の啓発に努めるとともに、他市の状況を調査して条例に制定を検討しますという検討結果とさせていただきます。

続きまして、13、14、15番につきましては、施策番号43、ごみの有料化に実施についてのご意見です。まず、意見番号13番につきましては、ごみの有料化はごみの減量と負担の公平性のために行うべきものであって、CO₂の削減を目的とすべきではありませんというご意見をいただいております。CO₂削減のために指定袋にするなどは詭弁である、減量ありきでなく有料ありきの施策に陥っていることが本計画から垣間見えるというご意見です。ごみの有料化につきましては、ごみの発生抑制施策の実施、脱炭素化を目的とした指定ごみ袋制の導入及び排出量に応じた費用負担の公平化を最優先にしたごみの有料化に取り組みます。脱炭素化につきましては、本市では令和4年8月にゼロカーボンシティを宣言し、「2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロ」を目指しており、本計画は第6次川西市総合計画やゼロカーボンシティ宣言などの市における大きな方針にも沿って策定していますという検討結果とさせていただきます。

意見番号14番は、施策43の枠内にプロジェクトチーム等を設置し、実施時期・実施方法の検討とあるが、市内部だけで検討するのではなく、有料化の導入に当たっては、環境省の手引きに記載されているように、住民、事業者の意見を反映させる機会を確保することで、有料化導入及び制度に対する住民や事業者の理解や協力を得やすくなることが期待される、有料化の検討など早い段階から住民や事業者への情報提供を行うことが重要である、そういった意見聴取の機会を持った結果を有料化の仕組みに反映させることが必要であるというご意見をいただいております。今回の審議会につきましては、計画策定にあたって開催しているもので、審議会委員につきましては学識経験者を始め、市民代表の

委員さんに意見を伺っております。ごみ有料化についての具体的な仕組みについては現在検討中ですが、市民の皆さんに意見を聞きながら取り組んでまいります。計画策定後は、ごみ減量に向けた本市の現状や課題、行動変容の促進など、市民の皆さんと共有するため、説明会を実施し理解を深めていきますという検討結果とさせていただきます。

意見番号 15 番です。ごみ袋の有料化なんてありえないという、ごみの有料化に反対のご意見でございます。こちらにつきましては、あくまで有料化の目的としてごみの発生抑制施策の実施、脱炭素化を目的とした指定ごみ袋制の導入及び排出量に応じた費用負担の公平化を最優先にしたごみ有料化の実施に取り組めますという検討結果とさせていただきます。

以上 15 項目のご意見と、市の検討結果の説明を終わります。

会長

ご説明ありがとうございました。まず、4名の方からご意見いただいたということで、Aさんという方は持ち去りのことを非常に細かく、多分日頃から感じていらっしゃると思うのですが、持ち去りについてはこの審議会でもいくつか意見いただいたと思いますので、非常に難しいテーマだとは思いますが、ぜひ考えていかなければいけないところかと思っております。

Bさんですが、法規の点から内容に至るまで非常に細かく見てくださっていて大変ありがたいことだなと思っております。Bさんの意見で、3ページの8番、これは審議会でもかなり議論をさせていただいて、実は審議会の思いが入ったスローガンについてのご意見です。ちょっと気になるのは、まず「あなた次第」というのがあなた任せと読まれるのではないかとこのところでございますが、これは多分大丈夫ではないかなと思うのです。この方も、多分自分事として捉えてほしいというところでしょう、と最初におっしゃってくださっているのが多分大丈夫かと思うのですが、ごみの減量をするのかそれともリサイクルをするのかというような話が1つあって、今、実際に焼却している廃棄物の中にかなり資源化できるものが混じっていて、まずそれを資源化ルートに乗せる、その結果として最終処分量、処分しなければいけないごみの減量につながる。こういうところは説明いただいたらいいのかなと思っております。

この市の検討結果はいつ公表されるのですか。ごめんなさい、

ご説明あったかもしれないですが。

事務局

はい、現在公表中でございます。

会長

分かりました。申し訳ありません。このご指摘いただいたところ、あなた次第はあなた任せじゃないよ、あなたにかかっているのですよっていうところを今後、説明会などで言っていただくと、リサイクルありきじゃないんですよね。ただ、今分別し切れてないところがあるのでそれは何とかしましょうというところ、そこをご説明いただいたらいいのかなと思いつつながら、スローガンは審議会の思いというのがありますので、ちょっと意見を言わせていただきました。

Cさんは2つ、3ページの9番でございます。皆さんよろしいでしょうかということで答えていただいています。

それで、後はDさんですね。最後の15番で、もっと市民の声を聞いて、どんどん減量化を進めましょうという意見です。そういう思いの方がすごく丁寧に見ていただいたということで、とてもありがたいということと、審議会でも何回か議論しましたがけれども、他市の情勢なども踏まえた上で、やはりこれからは有料化が望ましい方向でしょう、というのが出ているという点で、Bさんと最終的には方向性が一致したなと思うところでございます。

Dさんですけれども、いろいろ何とかすべきと書いてくださっていますけれども、今、有料化していないところから有料化することになれば、どうしてもいろいろな理由を付けながら現状のままでいきたいという意見があるのが当然かなと思いますので、説明会で丁寧に説明をお願いします。それから、審議会にも入ってくださっている市民の代表、住民の代表ですよ。深くうなずいてくださっていますけれども、そういう方々、それから事業者の方々、そういう方からしっかりと広げて、啓発していただくことがやっぱり必要だということがDさんの一言で改めて感じたところでございます。

というわけで、皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。ご質問、ご意見何でも結構です。何かどうぞ、自由にご意見出していただければと思います。いかがでしょうか。

もう意見として発表されているということですので、今後、説明会などの機会に、今回の反応といいますか、市民の方からの意

見を参考にさせていただくとさらに効果がある説明会になると思いますのでお願いいたします。それから委員の皆さまもよろしくお願いいたします。

では次、(2)市議会意見と市の検討結果について、こちらもご説明お願いできますか。

事務局

それでは、資料2の市議会意見と市の検討結果について説明させていただきます。

1ページをお開きください。表の見方ですが、この資料につきましても、左端の番号は基本計画の概要版、基本計画のページの若い順に意見番号を付けさせていただき、意見の内容、市の検討結果を記載し、資料右端の12月19日委員協議会後の意見の列のアスタリスクにつきましては、令和5年12月19日に開催した総務常任委員協議会後の委員からのご意見に付けております。

合計37項目のご意見をいただきました。意見が多いので、かいつまんで説明させていただきます。

まず1から15につきましては、資料4の概要版についての意見です。特に4、5番はスローガンについての意見でございます。スローガンについての思いにつきましては、ごみ減量化について市民、事業者に分事として捉えていただきたいという思いがあるということで検討結果を回答しております。

意見番号5番は、削減目標のマイナス91gが具体的にイメージしにくいということだったので、高齢者や子どもがイメージしやすい表現がいいのではないかというご意見でございます。こちらにつきましては、概要版の1ページと計画の36ページに「91gの身近なものの重さで例えると、卵約2個分です。」と追記させていただき、啓発をする際にも「卵約2個分」など91gをイメージできる表現を啓発していくということで検討結果とさせていただいております。

次、意見番号7番と8番は、基本方針1、2Rのごみ発生抑制、再使用の徹底についてのご意見でございます。2Rという言葉を使うのであればRの説明が必要ではないかということです。7番では、環境省で示されている3Rの中で優先的に進めていかなければいけないのが2Rで、本来は5Rという考え方も必要だと思いうご意見をいただいております。ご意見を踏まえて、「循環型社会形成基本計画で規定されているリデュース、リユース、

リサイクルの3Rにリフューズとリペアを加えて5Rといい、循環型社会の形成に必要とされています。その中でも特に社会経済システムの構築をめざすため、リデュースとリユースの2Rの優先順位を高くして取り組みを進めている、という表現を追記させていただきます。

8番につきましても同様に、2Rとするならしっかりと啓発してくださいということで、2Rの優先順位を高くして取り組みを進めていることを計画に追記し、今後啓発していきますという検討結果にさせていただきます。

10番から14番は、ごみの有料化についてのご意見です。

意見番号10は、厳しい状況の中実施するのでしょうか、スケジュールも含めて詳細を教えてくださいということですが、有料化の実施に向けては、本市に最適な手法を研究し検討します。また、具体的な仕組みやスケジュールについては検討中ですが、市民の皆さんの意見を聞きながら取り組んでまいりますという検討結果とさせていただきます。

意見番号12は、有料化することでごみの出し渋りが起こるのではないか、出し渋りによって衛生的な問題につながる可能性がある、衛生面などの課題も検討しているのであればどういった対処をする予定か聞かせてほしいというご意見でございます。こちらにつきましても、有料化に伴うごみの出し渋りが発生しないように正しい理解と啓発に取り組むとともに、ごみ袋のサイズを複数用意するなどの検討、対応をします。計画の表記は原案のとおりとする検討結果にさせていただきます。

意見番号13番です。こちらでも社会情勢が厳しい中、市民負担が増えるので、スケジュールについては検討を進めていただきたい、市民への説明もオープンな説明会や意見を求める会を開いてほしい、「有料化の実施に取り組みます」は「検討します」に変更してほしいというご意見です。計画策定後は、ごみ減量に向けた本市の課題や現状、生活様式（大量消費、大量廃棄）などの生活様式を変えていただくことを促進するなど、市民の皆さんと共有するための説明会を実施し、理解を深めていきます。「有料化の実施に取り組みます」の表記は原案のとおりとします、という検討結果とさせていただきます。

次の意見番号14番は、ごみの有料化を行うことによって不法投棄が発生し、決められたごみ捨て場ではなく、マンションのご

み捨て場に住民以外のごみが捨てられていたことも聞いていますというご意見で、有料化については一定理解しますが、そういった被害が及ぶこともあるので慎重に議論してほしいというご意見でございます。不法投棄の案件も踏まえて、先進事例も研究して慎重に進めますという検討結果とさせていただきます。

意見番号 16、17、18、19、20 につきましては、計画が分かりにくいのでグラフの追加や文言修正等の意見でございますので、こちらはグラフ追加等の対応をさせていただきます。

意見番号 21 です。川西市は生ごみの割合が多いため、減らしたいということですが、今の川西の状況について市民も知らないことがあると思うので、まず川西の状況を伝えることが必要ではないでしょうかというご意見です。生ごみの状況が分かりやすいように前計画策定時と本計画策定時の組成分析結果を計画 25 ページの課題の整理に追加しております。生ごみの割合が増加しているという文章も追記しております。生ごみの減量方法等につきましても、水切りの徹底、食品ロスの削減をはじめとする減量のための具体的施策を啓発していきます。ごみの減量化を着実に達成するため、ごみの発生抑制施策の実施、脱炭素化を目的とした指定ごみ袋制の導入、及び排出量に応じた費用負担の公平化を最優先にしたごみ有料化の実施に取り組みます、ということを検討結果とさせていただきます。

意見番号 24、25 は、資源物の持ち去りなどの対策へのご意見です。

24 番は、収集した資源物は有価物として市の所有物となっていることから、広報誌での啓発、ポスターの作成、地域と連携した対策を進めますとしているが、これだけで十分と判断されているかというご意見でございます。市としては、資源物の持ち去り対策に取り組めていないのが現状です。まず、広報誌等での啓発や、ごみステーションへ例えばポスターの掲示を行って、地域と連携して対策を進めていくということが第一歩であると考えています。そのため、資源物の持ち去り等への対策の第 3 段落目の文言を「広報誌等での啓発やポスターの作成を行うとともに、地域と協力しながら持ち去り防止の啓発に努めます。また、他市の状況を調査して条例制定を検討します。」に修正させていただきます。

意見番号 25 も持ち去りについてのことですので、他市の状況を調査して条例制定を検討します、という文言に修正させていただいております。

8 ページの 28 番から 33 番も、計画 52 ページ、施策 43 のごみ有料化の実施についてのご意見です。

意見番号 28 番は、有料化についての中で、有料化は必要と考えています、有料化について市民に説明してほしいということと、「プロジェクトチーム等」の「等」には何が含まれていて、どのように進めていくのでしょうかというご意見です。こちらにつきましては、計画策定後、ごみ減量に向けて本市の現状や課題、生活様式を変えていただくことへの促進など、市民の皆さんと共有するため、説明会を実施し、理解を深めていきます。プロジェクトチーム等の等には、廃棄物減量等推進審議会の委員の皆さまの知見や協力のほか、部署をまたいだ応援職員も含まれていません。また、具体的な仕組みやスケジュールは現在検討中ですが、市民の皆さんの意見を聞きながら取り組んでいきますという検討結果とさせていただきます。

意見番号 29 番は、有料化を進める中で、市として別の課題、例えば自治会の加入率向上につなげるなど、自治会にごみ袋の販売してもらう代わりにごみ袋の価格を安くすることで、自治会の加入率向上につなげるといったことを検討してほしいというご意見です。こちらは、現在市で大型ごみ処理券の販売事例がございますので、その事例を参考に検討をしていきますという検討結果とさせていただきます。

意見番号 30 は、有料化の収集体制について、有料化にするのであれば戸別収集を進める話になるのではないのでしょうかというご意見です。こちらは、有料化の実施に向けて本市に最適な手法を研究し検討しますという回答をさせていただきます。

意見番号 31 も、大型ごみの有料化でも市民にとって経済的負担があるにもかかわらず有料化することが理解を得られるのでしょうか、有料化に向かうとすれば地域で起こり得る問題なども解決できないまま、後は地域で考えてくださいというのでは困ります、取り組む前に市や地域と検討することが必要だと考えますというご意見です。有料化の実施に向けての具体的な仕組みやスケジュールについては現在検討中ですが、市民の皆さんの意見を聞きながら取り組みますという検討結果とさせていただきます。

おります。

意見番号 32 番、資源物を出すときにも有料化になるのでしょうかというご意見ですが、有料化するごみの種別についても検討中ですという検討結果を示しております。

続きまして、意見番号 33 番、有料化について戸別収集も 1 つのツールだということですが、逆に戸別収集にすることで CO₂ が増加するおそれがあるのではないかと思います、ゼロカーボンシティを宣言しているので、川西の施策として整合性を取って市民に説明しないと厳しい意見が出るとお思いますというご意見です。有料化の実施については、本市に最適な手法を研究し検討します。戸別収集については、御指摘のとおり CO₂ 排出量の増加も考えられるため、他の施策との整合を図り検討しますという検討結果とさせていただきます。

以上、簡単にはなりましたが、市議会意見と市の検討結果についての説明を終わらせていただきます。

会長

ご説明ありがとうございました。

皆さまからまたご質問、ご意見をお伺いしたいところでございますが、市の検討結果、これももうお伝えしているのですか。

事務局

こちら公表させていただきます。

会長

なるほど分かりました。やはり審議会で議論になった点として、1 ページのご意見 5 ですね。91g というのが具体的にイメージしにくい、100 にしなかった理由があるのですよね。91 で意識していただくよう、あえて 91 にしたところをご説明に加えていただければよかったかなと思った次第です。議論がございましたのでね。

それから 7 番ですけれども、2R とリフューズ、リペアのことをおっしゃってくださっています。最初に、循環型社会形成推進基本法のリデュースですが、たしかにリデュースというのは減らすという意味なので、ごみはあることが前提の言葉にはなっているのだけれども、法律の中では発生抑制ということなので、リフューズもリデュースの中に含まれている。直すというリペアはどちらかというところリユースに含まれる気はしますけれど。たしかにごみがあるのが前提っていうのはおかしいのではないかってい

う議論はすごくあるのです。ただ、どうしても最初の廃棄物関係で一番上と言われる循環型社会形成推進基本法のリデュースの中にそういうものは含まれていますので、そのところをご説明されるといいかなと思いました。

それから12番と13番も議論があったところで、実は審議会委員の意見で「検討します」を「取組みます」にさせていただいたのです。ニュアンスとして、検討という言葉ではすぐにアクションには結び付かないという印象を市民や事業者の方がお持ちだということが審議会ではっきりしたわけです。それで審議会の意見をもって「取組みます」にさせていただいたので、その辺りをお伝えいただけたら良かったのかなと思います。

それからここだけじゃなくて、ところどころに丁寧に説明してくださいというのがありますね。ぜひ、今回の計画の見直しと有料化の導入に向けての方向性で、これを契機に丁寧に自治会、コミュニティを回って、学校でもいいですから、いい機会なので、何で有料化が必要か、この日本の情勢、世界の情勢、川西の情勢っていうのを知っていただくいい機会だと思うので、この点は意見にも出ていますけれども、つなげていただけるといいなと思いました。

もう1点、14番で、マンション住民に被害が及ぶのではないかとのご心配です。マンションで今どういう出し方されているかは分かりませんが、マンションのごみ置き場が、もしいつでもどんな形でも出せまうとなっていたら、そこに集中するのではないかとのご心配だと思うのですが、有料化になったとしたら、マンションは有料の指定ごみ袋で出さなくていいことにはならないと思うのです。ですから、これに関しては指定袋に関してだけいえば、多分不法投棄の先はマンションのごみ箱ではなくて別のところではないかとちょっと思った次第です。

審議会に関係のあるところはどうしても一言申し上げておかないと、と思って申し上げてしまいましたが、ぜひ皆さまからご質問、ご意見、あるいはこうだったのですよ、みたいなことでも結構です。何かありましたらどうぞおっしゃってください。

有料化ありきでもないし、自由にいろんな議論していただいたと思うのです。その結果がこうなっているということで、この点は、ぜひ市民のパブリックコメントも市議会のご意見もですけど、その辺りは事務局が出したものを鵜呑みにしたのではなく

て、事務局は大変だったと思うのですが、反映していただいた結果というところで、その辺りをご説明していただくといいのかなと思います。今後またそういう機会がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。皆さまいかがですか。

ありがとうございました。では、次に行きましょうか。

(3) 川西市一般廃棄物処理基本計画について、ご説明をお願いします。

事務局

それでは、資料3の一般廃棄物処理基本計画案について説明させていただきます。先ほどご説明させていただきましたように、パブリックコメントや市議会議員からのご意見をいただいて一部修正等を行い、また併せて委員の皆さまにも3年間にわたりご意見等をいただき、川西市一般廃棄物処理基本計画策定に至ったものでございます。

目次を開いていただきますと第1章から第4章の構成になっております。第1章が1ページから7ページで、はじめに(基本計画の改定にあたって)を掲載しております。第2章が8ページから28ページで、現状と課題を掲載しております。第3章が29ページから53ページで、ごみ処理基本計画を掲載しております。第4章が54ページから最後61ページまで、生活排水処理基本計画を掲載しております。

それでは順番に説明をさせていただきます。第1章の「はじめに(基本計画の改定にあたって)」として、1ページから7ページまで、計画の基本的事項では、計画策定の趣旨が1ページ、2ページが計画の位置づけ、3ページが計画の期間、4ページが計画の対象、5ページが分別区分と収集・処理体制で、ごみ処理の流れ、6ページが分別収集の現況、7ページが計画改定の背景、世界と日本の動向を記載しております。

第2章は、現状と課題として、8から28ページまでで、8から9ページにかけて、前計画における施策の実施状況。9ページは、ごみ・資源化等の現状として、ごみ量の推移、12ページは1人1日当たりごみ排出量の推移です。13ページの下段は参考として、令和4年、2022年度の1人1日当たりごみ排出量822gを記載し、目標を達成した旨を記載しております。14ページは集団回収量の推移と中間処理量の推移を記載しています。17ページの上段は目標値の達成状況のリサイクル率の図で、参考として令和4年度の

リサイクル率 26% を記載しております。その下が最終処分量の推移で、18 ページは処理コストを記載しております。19 から 20 ページは、計画改定に向けた調査と課題として、ごみ組成分析調査の結果、調査概要と調査結果、分別状況の抜粋を記載しており、詳しい数値は資料編としてまとめてございます。

次、21 から 24 ページがアンケート調査で、21 から 23 ページにかけては市民アンケート、23 ページの上段から 24 ページまでが事業所アンケートの結果を掲載しております。この市民アンケートと事業者アンケートにつきましても別とじの資料編としてまとめてございます。25 から 28 ページは課題を 3 つにまとめ、25 から 26 ページの下段までが排出抑制、分別の徹底、26 ページの下段から 27 ページの上段にかけては収集・運搬、同じく 27 ページが中間処理、最終処分、協働の仕組みづくりです。28 ページはその他必要な事項として、災害への対策等を記載しております。端折って説明させていただきましたが、28 ページまでの説明は以上になります。

会長

ちょっと長いので分けてご説明いただくということで、ただ今、第 1 章はじめに（基本計画の改定にあたって）、それから第 2 章現状と課題までご説明をいただきました。

いかがでしょうか。この第 1 章、第 2 章のところで、もしお気づきになった点がありましたら。よろしいですか。

色自体が優しくてとても見やすいという印象は持ちました。これはもう聞かれているかもしれませんが、以前申し上げたことがあるかもしれませんが、円グラフとか棒グラフで、例えば隣りあった色が目に障害がある方に見にくい色もあるようです。そういうのを 1 回専門の方にお聞きになるといいかなと思います。そういう色を隣り合わせにしないようにするとすごく見やすいと、以前別のところで教えていただいたことがあるので、それだけちょっと確認していただけたらと思います。でも色使いは、全体的にとっても優しい色なので見やすいなと思いました。

よろしいでしょうか。それでは、後でまたお気づきになった点おっしゃっていただいても構いませんので、引き続き第 3 章ごみ処理基本計画 29 ページからご説明お願いいたします。

事務局

それでは、29 から 53 ページの第 3 章ごみ処理基本計画を説明

させていただきます。

29 ページが基本理念の「ともに取り組み目指そう持続可能な循環型社会」についての説明で、30 から 31 ページに 5 つの基本方針を掲げ、説明しています。31 ページの中段には、基本方針 1 の 2 R ごみの発生抑制、再使用の徹底の説明として、米印で、「循環型社会形成基本法で規定されているリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生使用）の 3 R に、リフューズ（断る）とリペア（修理）を加えて 5 R といい、循環型社会の形成に必要とされています。その中でも、特に社会経済システムの構築をめざすため、リデュースとリユースの 2 R の優先を、優先順位を高くして取り組みを進めています。」と付け加えております。32 ページは目標値、ごみ量の将来推計の推計値の説明と表でございます。33 から 35 ページが目標値の設定で、まず 33 ページが、本計画の令和 13 年度を目標とする市民 1 人 1 日当たりごみ排出量 755g、リサイクル率 26.5% の説明と表です。34 ページは参考として、基準年度の令和 3 年度と目標年度の令和 13 年度を比較したグラフを示しています。35 ページは参考として、減量施策例と削減見込み量と資源化施策例を表に示しております。まず上段の減量施策例と削減見込み量は、家庭系ごみで 9 施策、事業系ごみで 2 施策を削減目標とし、76g の減量を目指し、現状推移で減少する 15g を合わせることで 91g の削減目標としております。37 ページはこちらも委員の皆さまに決めていただきましたスローガン「『ごみにする？資源にする？それは結局あなた次第』～今日から 1 人 1 日マイナス 91g～」の説明と減量目標となったマイナス 91g の説明を記載しております。37 ページは目標達成に向けた施策等で、こちらを委員の皆さまにご審議を重ねていただきました 45 項目の具体的施策の表で、市民、事業者、市が取り組む施策に丸印で示し、5 つの重点施策も赤色で示している表でございます。38 から 43 ページにかけては、基本方針 1 「2 R（ごみ発生抑制、再使用）の徹底」の具体的施策 20 項目について、それぞれの取り組みを説明しております。44 から 46 ページにかけては、基本方針 2 「効果的な再生利用の推進」の具体的施策 8 項目についてそれぞれの取り組みを説明しております。中でも 44 ページの下段、「【22】プラスチック製容器包装の分別の促進」は重点施策 1 とし、また 46 ページの下段「【28】新規リサイクル品目（製品プラスチック等）分別、リサイクル手法の検討」も重

点施策2としております。4から48ページにかけては、基本方針3「資源循環と環境に配慮した収集処理の推進」の具体的施策4項目について、それぞれの取り組みを説明しております。中でも48ページの下段「【32】近隣自治体との協調と連携」は、重点施策3としております。49から50ページにかけては、基本方針4「市民・事業者・行政のパートナーシップによる取り組み」の具体的施策6項目について、それぞれの取り組みを説明しております。最後に、51から53ページにかけては、基本方針5「安全で安定した廃棄物処理体制の構築」の具体的施策7項目について、それぞれの取り組みを説明しております。中でも51ページの下段、「【41】災害廃棄物の迅速な処理に向けた対策」は、重点施策4としております。また、51ページの中段、「【43】ごみの有料化の実施」は、重点施策5としております。

端折って説明させていただきましたが、第3章がごみ処理基本計画でございます。

会長

ありがとうございました。第3章のご説明をいただきました。

1カ所どうしても気になるところがあります。31ページの米印、これは30ページの基本方針1にある2Rの徹底のところの、2Rに付いている米印の説明です。この、リデュース、リユース、リサイクルの3Rにリフューズとリペアを加えて5Rといい、循環型社会の形成に必要とされていますという表現だと、リフューズとリペアが2Rであるように読めませんか。さっき私が説明したように、法律ではリデュースの中にリフューズが含まれているという認識なのです。それで、ここの文章をどうしたらいいかと考えたのですが、まず、「リデュース、リユース、リサイクルの3Rの中でも」、で1段下に続いて、「3Rの中でも、特に、リデュース、リユースの2Rの優先順位を高くして取り組みを進めています」って言ったら2Rの説明になりますよね。まずその2Rに付いている米印だから2Rの説明をしないとだめなのですよ。ところがその前にリフューズとリペアが入っちゃっているので2Rが何なのか分からなくなっています。文案としては、2行目の「3R」と3行目の「その中でも」を合体させて、3Rの中でもこう取り組みを進めています、「なお、3Rに」っていうのをに入れて、その後に2行目、「リフューズ（断る）と、リペア（修理）を加えて5Rという場合もあります」にしたらどうですか。

一応すごい走り書きですけど文案をここに書きました。まず今のままだと2Rの説明の米印なのに2Rの説明がすごくぼやけている。私の申し上げている意味を分かっていたでしょうか。だから、まず2Rを説明しましょうと。2Rがなんで大切なのかというのはこういうことなんですっていうことですね。その後で5Rにふれたらいいと思うのです。そうすると、先ほどの資料2の7番っていうご意見に回答されているのが変わってくるのですが、これは議員の方にもう1回ご説明申し上げていただくことにして。ちょっと強い言い方になりますけれど、説明が難しいからといってこのままにするのは本末転倒ではないかと思いません。米印のところは説明としては分かりにくいと思うので、文案をもう1回申し上げます。「循環型社会形成推進基本法で規定されているリデュース、リユース、リサイクルの3Rの中でも、特に社会経済システムの構築を目指すため、リデュースとリユースの2Rの優先順位を高くして取り組みを進めています。なお、3Rにリフューズ（断る）とリペア（修理）を加えて5Rという場合もあります」としてはどうか、委員の皆さまいかがですか。賛同いただければ、どうですか。すみません。さっきからちょっと引っかかっていたのです。それで、今ここで見たらやっぱり変えていただいたほうがいいなと思います。事務局、今からいけますか、部長いかがですか。

事務局

ちょっと預らせていただいていたいいですか。

会長

もちろんお預けいたしますが、何もしない、はなしですよ。よろしく願いいたします。分かっていたかと思いますが、文案の走り書きはありますので、後でどうぞ。

私が気になったのはそこです。委員の皆さま、どうぞ自由に、一番大切な部分ですので、いかがでしょうか。

委員

先ほどの循環型社会形成基本法は、多分「推進」が抜けていると思います。

会長

ありがとうございます。形成推進基本法ですね。自然に読んでしまっていましたね。申し訳ない。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

委員 そもそもここで2Rを表現する必要があるのですか。先ほど会長もリフューズとリペア、それぞれリデュースとリユースに包含されていると言われていて、なのに2Rを強調するに当たって、余計な2Rといえますか、なぜ敢えて言う必要があるのでしょうか。

会長 5Rの説明が必要か、ですね。リフューズ、リペアというのをここで、前半だけにすればすっきりしますよね。2Rの設定がなぜ必要か、あるいは2Rとは何を指すかですが。

事務局 議員さんから5Rがあつての話ということで、質問の中で出たのです。5Rの説明を併せてさせてもらうという形でこういう表現になってしまったというところです。

会長 自治体によって、まず4Rとしている自治体も結構多いです。さっき申し上げたように、まずごみありきのリデュースはおかしいのではないかとということで、リフューズを別立てにして4Rと言っている大きい自治体はいくつもあると思います。別の自治体で5Rというのもあって、そこが例えばリフューズに加えてリペアであるとか、リユースするにあたってリペアをするのですし、それから洋服とかのリメイクだってそうだし、後はそのリサイクルの1つ前段階としてリファインっていうのもあって、細かく分けると言い出したらきりないのです。だから5Rの説明が必要かどうかという回答としては、そういうご指摘があつたのでという回答になっているのですが、どうでしょうね。

事務局 元々、前の計画段階では5Rという話があつたと思うのですが、それが3Rになって2Rになってきていますという、その経過がいるのではないかという意見もあって、5Rが昔あつた、あつたという言い方はおかしいかもしれませんが、歴史じゃないですけどそれを踏まえて5Rを入れたいなど。必要なかという意見もあって、それは説明したほうがいいのかなと、そういう思いで書いてはいるのです。

会長 なるほど。

事務局 特出し、歴史じゃないのですが、昔は5Rって言っていました。

会長

では、「なお」の後に、川西市で昔って何年かよく分かりませんが、リフューズ、リペアを加えて5 Rを推進していたこともあります、みたいに、「なお」で書いたらご納得いただけるのではないかと思います。確かにこのままではちょっと分かりづらくなっている気がします。

29 ページに、本市ではこう取り組んできましたというのがありますよね。そこに、例えばもっと強調して書くかですね。本市では3 Rに、リフューズ、リペアを加えて5 Rを進めていた時期もありましたが、これからは特にリデュース、リユースの2 Rを重点的に進めていきます、としますか。循環型社会形成推進基本法では、リデュース、リユース、リサイクルの3 Rが規定されています、まずそれ書くじゃないですか。それで、本市では3 Rにリフューズ、リペアを加えるというか、特出しするということですけど、加えて5 Rを推進してきた。でも最近は2 Rですよ。経緯があるという今までやっていたみたいだから、推進してきた歴史もありますが、これからはリデュース、リユースの2 Rを重点的に推進することとします、とはっきり書いてしまったらどうでしょう。

委員

市議会の意見として、2 ページの7 番では、5 Rから進めて3 Rになり2 Rを進めるという説明が必要ではないでしょうかということなので、これは順番にやっぱり書いておかないと議員は納得しないと思う。確かに今は2 Rですけどね。納得しないんじゃないのかなという気はしますが。

会長

だから5 Rの説明もしましょうということですよ。そういう歴史があるのだったら書かれたらいいと思います。最初に、これが3 Rですって書いておいて、本市では5 Rの歴史もあったけれど、これからはリデュース、リユースの2 Rを重点的に推進していきます、ということです。事務局、よろしいのではないのでしょうか。国の方針は2 Rだという認識ですけど、「本市では」という言葉があるのか、ちょっとどうなのかというところですが。それは枕詞なので、5 Rのことを言わないといけないけど国は5 Rと書いてないので、では「本市では、リフューズ、リペアを加えて5 Rを推進してきた歴史もありますが、国の方針に従ってこれからは、リデュース、リユースの2 Rを重点的に推進することにします」にしますか。

事務局

かなり前ですけど、元々このRが出てきたときに、5 Rっていう言葉、考え方はあったのではないですか。違いますかね。そういう考えでここは入れているのですが、そのうちわれわれ3 Rを重点的にやってきて、今は重点的に2 Rですよ、リサイクルが1 つ桁落ちしたのかなという感じなの

ですけども、元々そういう考え方はなかった。

会長

3 Rがあるじゃないですか。それからリデュースがさっき言ったように減らすっていうのは物足りないねっていうのでリフューズって出したところもあります。それを言うなら自治体によっては7 Rとか言ったところもあったと思う。何をくっ付けてくるかっていうのはそれぞれなのです。だから当時はそういうばらばらの感じではあったと思うのだけど、必ずしもリフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクルが5 Rだったということはないと思います。さらにまずいことに、今3 Rと言っているのに、リフューズ、リペアがあって5 Rだったときもありますっていう、このリフューズ、リペアの2つのRと、これから進めようとしている2 Rのリデュースとリユースの2 R、どちらも2 Rじゃないですか。この米印の説明ではどちらも2 Rだから、一体何を進めようとしているのかっていうのが今のままだとすごく混乱すると思う。いずれにせよ、ここは書き直していただいたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。委員の皆さん、ご意見があったらどうぞお願いします。

委員

1つ確認なのですが、今日のこの場は、委員長が主体になってやっておられて、われわれ意見を聞かれて、その意見が反映されるのか、いやいや今日の場はもう既にこういうものができ上って、今まで10回皆さんいろいろとありがとうございました、市民の意見、議員さんの意見も聞いて最後修正をしてまとめ上げた資料がこれです、お聞きくださいという場なのか。われわれが意見を言ったところで、ちょっともうご勘弁くださいっていうような11回目の場なのか。

会長

私と事務局ではなくて審議会として承っているところです。だから気持ちとしては後者だと思います。こういうのができました、パブコメも聞きました、議員さんからの意見も聞きました、それでこういうのができました、お披露目です、とって御説明いただいている場だと思います。だけど、じゃあ、この審議会でも議論して作りましてっていうのがこの形でいいのですかっていうのが、私はちょっとひっかかっています。いや、ほんとにそのとおりなので、細かいことを言うつもりは全くなくて、色もきれいですね、でも、ちょっとこれは確認しといてくださいね、みたいなことで済むはずだったのです。けれど、これはこのままで行っているのかなと。

例えばさっき言われたように、申し訳ないですけども計画本体の議題は全部終わっていますのであれなのですけど、例えば後ろに付いています資

料ありますよね。その中でもう1回このRの説明を注釈みたいな感じで作らせていただく、足らせていただくというのはいかがですか。

もう、そういうものですよと言われたらどうしようもないですよ。

事務局

できればお願いしたいと思います。

会長

すごく良心がうずきますよね。こんな分かりにくい米印をこのままというのは。でも、私のちっぽけな良心なので、おまけに川西市民でもない。じゃあもう委員の皆さまが、川西市で事業をされてらっしゃる、あるいは川西市で住んでいらっしゃる皆さまが、もういいよ、これで、会長もういいよっていうことでしたら、私は何も申し上げることはございません。目に入ってしまったので、もっと良くなるかなと思って申し上げましたけど、なかなか一筋縄ではいかないような感じだということを敏感に察してご意見をいただいたので。じゃあ、資料3を見せていただくというわけですね、できたということで。

では、次行きましょう。第4章の説明をお願いします。

事務局

衛生管理課と申します。私からは、54から61ページの第4章の生活排水処理基本計画を説明させていただきます。

市議会意見の意見結果の資料を説明させていただきたいのですが、市議会からの主だった意見としましては、計画案54ページの中段部分になるのですけれども、し尿中継所の「約20倍の水で希釈し」のところ、こちらは加茂雨水ポンプ場の雨水を活用して無料で希釈しておりますので、そういったところをちょっと付け加えてはどうかという議員さんの意見がありましたので、54、56、61ページと3カ所に同じ文言がありましたので修正させていただいております。

会長

資料2の9ページに意見が出ています。どうぞ。

事務局

議員さんの主な意見としましては、55ページの図4-1-2、表の4-1-1等ちょっと分かりにくい箇所があるということと最小値、最大値の部分も縮めた形で、もうちょっとグラフの流れが分かるような指摘をいただきましたので、全体的にグラフ等を見直しておるのが、大きな修正案となっております。

全体の構成としまして、まず54ページから、し尿処理・浄化槽の管理として、し尿処理事業の概要、し尿収集量及び浄化槽汚泥収集量の推移、収

集処理体制や水路等の状況の説明をさせていただいております。

ちょっと飛びますけど、57 ページに移りまして、生活排水処理の基本方針を定めておりまして、引き続き公共下水道供用区域において、未接続の家庭等について下水道へ早期に接続されるよう、これは下水道の所管課とともに働きかけを行っていく旨を掲げております。

57 ページ中段から 60 ページにかけましては、今後のし尿・浄化槽の収集人口や収集量の推計を説明させていただいております。傾向としては穏やかであるのですけれども、今後はどんどん減少していく旨、推計しております。

最後に 61 ページにおきまして、今後の収集及び処理計画を示させていただいており、現状と同じような形で、し尿の収集・運搬、中継処理をしていく旨を継続して行う旨を示させていただいております。

簡単ではありましたが、全体としての生活排水処理計画の説明になります。以上です。

会長

ありがとうございました。先ほど資料 2 の最後でちょっと触れられていなかった部分、今ご説明があったということでございます。第 4 章につきまして何かご意見とかご質問がありましたらどうぞ。よろしいですか。こればかりはなかなか簡単には進まない、市民の意識でどうこうということではないような気がします。よろしいでしょうか。どうもご説明ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

会長

では、次第をご覧くださいませ。続きまして、(4) でございます。川西市一般廃棄物処理基本計画 概要版についてご説明をお願いします。

事務局

それでは、資料 4 の一般廃棄物処理基本計画 概要版について説明させていただきます。

表紙には、廃棄物を収集する作業の様子とスローガンを掲載しております。1 ページには、基本計画の概要として、計画策定の趣旨、計画の期間、基本理念、目標値を掲載しております。2 ページには、施策体系として、基本方針と基本施策、そして 5 つの重点施策の説明を 3 ページにかけまして掲載しております。3 ページの下段には、生活排水処理基本計画でし尿処理事業の概要及び基本方針を掲載しております。概要版として作成しておりますので、先ほどの基本計画本編の抜粋とさせていただいております。

説明は以上でございます。

会長 ご説明ありがとうございました。概要版につきましてご質問ありますでしょうか。
 どうぞ。委員、お願いします。

委員 この表紙の写真なのですが、ごみを置いている場所は、多分川西の一般的なごみステーションじゃないと思います。川西のごみ収集って地域の人が班を組んで、当日とかにネットを出して回収していくという形が大半だと思うので、そこに住んでいる住民としては、住民の努力というか頑張りが写ればいいなと思っています。

会長 これは集合住宅とか施設とかそういうところみたいですね。どうですか、一般的ではないですか。

委員 一般的ではないですね。

会長 ないですね。はい、ありがとうございます。写真どうでしょう。やっぱり、それは大切な気がしますね。どうしてこういうところの写真を使われたのか、逆に場所を特定されないようにということですか。

事務局 最初、われわれ美化推進部の事務所からパッカーが出て行って収集に行きますよっていう写真にしていたんですが、ある議員から、場所が分かりにくいという話が出てきまして、収集やったらごみを集めているこういうほうが分かりやすいかなと。

会長 それはそうだと思います。

事務局 そういうことで、撮っている写真もこれしかなかったというのも事実なのですが、この写真を載せさせていただいて、今、ごみの収集をしていますよ、というイメージをみんなに分かりやすくさせていただきました。確かに今言われたように、普通はネットをかぶせて道に置いてあるというのが多いかもしれません。

会長 実際の集積所のほうがいいのではないかと思いますけどね。もちろん事務局から出ていく勇ましい後ろ姿よりは、今のほうが数倍ましです。

委員 街中に点在しているからこそ、戸別に持って行ってもらいたいとか、そういう意見が出てくると思うんですよ。そういう現状をアピールしてほしいなという感じですね。

会長 私もそう思いますね。概要版って皆さんに手に取っていただきたいものじゃないですか。何で撮りに行かれなかったのですか。

事務局 一般的には道路上に置いていただいているのですが、それは公道である場合が多く、公道には基本的に物を置くなというのを道路の担当からは言うてくるわけなのです。それをこの表紙で表現してしまうと、置くのを許しているのか、みたいになってしまいますので、そこを写真で表現してしまうのは、我々としてはちょっと難しいのかなと思っています。例えば、区画が取ってあるごみステーションがあって、そこのごみを撮るのは1つの敷地から場所を取っているので大丈夫かと思うのですが、道路上、本来、構造物を設置するのはだめだと言っているのですが、構造物であるとか物、障害物を置くっていうことに対して認めているというか、そういう感情を与えてしまうとまずいのかなとは考えてはいます。
どうでしょう、委員。

委員 でも、それを推進しているのって市ですよ。だって道路に置くしかないだし、実際毎日みんなが道路に置いているわけです。それがいけないって言うのだったら、そもそもごみ出せないですよ。

事務局 そうですね、委員さんのおっしゃるとおりだと思っています。出せないですよってなってしまうので、一時的に置くことに関しては何も言っていないけど、ただ推奨しているかという、われわれとしては道路のそこにごみ置きますよって言われたところには、パッカー車が行けるのであれば回収するようにはしているのですが、推奨という言葉はいただくのはちょっと辛いかなと考えています。

会長 じゃあ、どうしたらいいのでしょうか。

事務局 本来ならば区画としてのごみステーション、ごみを置く場所というのを用意していただくのが本来になるのですが、それは無理だというのは分かっています。実際に川西市だけではなくて日本全国同じだと思うのです

が、作っていただいているところはもちろんあります。開発地だったらそういうのを作ってくださいねと言って作っていただいて、そこに回収しに行くということもやっています。でも、昔からあるような土地、昔からお住いになってそういうのが作られていないところは致し方がないといえますか、やむを得ないし、ごみを出さないということは考えられませんので、そこは、われわれは取りに行っているという、そこは良い悪いでは判断できないかなと思っているのですが、それを写真にするのはどうだろうかと思います。

委員

お話を割ってすみません。委員がおっしゃっているのは、公道に置くのはだめだと分かっているから、ネット当番を組んで、当番が回ってきたときは、わざわざ朝早くにネットを出して、ごみが回収された後はなるべく早く片付けて元の状態にする、市民がそういう苦勞をしているところのビフォーアフターを撮ったらいいじゃないですか。ごみを出しました、ごみが溜まっている絵があって、パッカー車の絵があって、最後元に戻った道路の絵があって、みたいに、一体型にしなくても、流れで市民と一緒に協力してやっています、というような絵にしたらいいいのではないですか。市民の努力をとおっしゃっているのですから。1枚の写真で完結しようとするから議論になると思うのです。市民が用意した場所にごみがたまっています、そしてパッカー車の写真があります、最後にパッカー車が行った後ネットを直して元の道路に戻っています、というふうにしたら、お互いが求めている写真になるのではないかなって思いました。先程から違和感があるのですが、議員さんが言ったからとかじゃなくて、市民の代表の方が意見を言っているのです、それを尊重されてはと思うのです。計画冊子は無理かとは思いますが、せめて多くの人に知ってもらうための概要版だけでも写真を撮り直して刷り直して置いてはいいのではと思うのですが。紙はもったいないとは思いますが、表紙はそういう市民の声が反映させたものにしていただいたらどうかなって私は思います。ここまで委員が熱く語ってくださっているのに。なんか私まで熱くなっちゃいました。すみません。

委員

これも先ほどと同じように、この概要版だけでも作り直すことできるのでしょうか。それだけ教えてください。

会長

概要版はどうですか。

委員

無理ですか。

- 会長 印刷にはかかっていませんよね。
- 事務局 今回、冊子も概要版もですが、そういう冊子、紙としては作っていませんので、データとして残しているということです。
- 会長 まだ公表はされてないんですよね。まさか、審議会に案としてかける前に公表されたのですか。ちょっと、はっきりさせていただきませんか。もし、そうだとしたら、何のための審議会でしょうね。公表されているんですか。ここには案となっていますよ。
- 事務局 市民意見、市議会意見とともに出しています。公表しています。
- 会長 計画とか概要版を公表されているんですか。じゃあ、今日の審議会って何ですか。もう案は外したらいいのではないですか。ご報告いただいて何か言っても、何にも、すべてもう遅いということなら、私何のためにわざわざ委員の意見をお聞きしていたのでしょうか。
- 事務局 すみません。ちょっと勘違いしておりまして、意見の公表自体は3月6日から4月4日に行いますが、最終版、計画自体につきましては、市長決裁後に公表となります。
- 会長 今すでに出ているという話だったですよ。
- 委員 今ホームページにあるのは公表とは言わないんですか。
- 事務局 今現在出ているものについては、案の段階での公表です。
- 会長 なぜ案の段階で公表するんですか。順序が違うでしょ。案として皆さんの意見を聞くのはパブリックコメントでしょう。それは終わったのでしょうか。それで、その後の修正案がどうして審議会に出てくるのですか。審議会での意見が通らないならそのまま公表して、審議会は要らないじゃないですか。
- 事務局 案に基づいた意見の公表ですので出しているということです。

会長 ちよつとごめんなさい、理解ができない。計画はもう修正できないって
いうことだったら。

百歩譲って概要版は修正できますよね。今大変苦しい理由をおっしゃっ
ていますが、その対象には概要版は当たりませんよね。概要版見てパブ
リックコメントしていただいたわけではないのだから。概要版もパブリッ
クコメントの対象ですか。委員がいい意見を出してくださらなかったら、
これ知らないまま通ってしまったっていうのがものすごく恐いですね。今
みたいな意見を聞くための審議会じゃないのですか。意見が出たけどもう
HPに出ていますって、ちよつとおかしくないですかね。この審議会、事
業者の方も市民の方も地域の方も委員の皆さんが熱心にもものすごくいい意
見出してくださって、本当にいい審議会だと思っていたので、それがない
がしろにされているようでものすごく残念に思います。

事務局 会長、すみません。現時点の公表ですけども、現時点の公表はパブリッ
クコメントもいただきました、議員の意見もいただきました、それで修正
をかけましたので修正をいたしましたという、こういうのを作りましたと
いうところを皆さんに公表しています。例えば全然おかしいことがある場
合は、それは修正も考えられるかもしれませんが、基本はこれでいか
していただきますよというところで公開をさせていただいています。

会長 なぜ公開するのですか。その案をもってパブリックコメントしたわけ
でもないでしょう、だって修正した後の計画案なのだから。

事務局 そうです。パブリックコメントは。

会長 だから時系列がおかしいって言っているのですよ。審議会前に修正案を
公表する理由が全く分からない。

オブザーバー 会長、すみません。
オブザーバーなので発言権はありませんが、全体にかかることですので
発言させていただけますか。

会長 あなたはどなたですか。所属を明らかにして発言をどうぞ。

オブザーバー 企画財政部と申します。よろしく申し上げます。
今ご指摘のありました、まずパブコメに対する手続論でございます。本

市のパブコメの手続は、審議会からの意見をいただいたのをとりまとめ、答申もいただいて、市議会意見と市民のパブコメの結果を受けて今回最終にしたため、その報告として本日の審議会があるという認識でございます。会長のご指摘のある案として市民に公表するのはおかしいのではないかとということに対しては、これは川西のパブコメの手続きのプロセスの中でございまして、それに基づいて市民の皆さんに公表させていただいているという、そういうご理解でいただきたいというように思っております。

会長 その後、審議会を開いて修正をかけることは可能なのですか、不可能なのですか。

オブザーバー 先ほど担当副部長が申しましたとおり、基本的にはこれも議会の報告が終わっている内容ですので、大きな間違いや修正、ここは必ず直さないと言っているよという部分については修正しないといけないという認識でございます。従いまして、先ほど山脇委員がおっしゃったように、この会議の位置付けはどのようなのですかということ、まさにそのご指摘のとおりなので、本日の審議会は報告の会ではあります。ただ、その中でも錯誤があるなどと思われる部分については、直すべき内容でございますので、それを了承いただくという審議会でございます。

 もう一つ、先ほど来、会長からご指摘いただきました2R、5Rの件でございます。国語の表現であったり誤解をする可能性がある、こういったものにつきましては、やっぱりご意見いただいたことには市としましては真摯に受け止めてどのような形で市民の皆さまに誤解なくお伝えするか、内部で協議をさせていただきたいちょっと特異な例かなと思っております、1つの例として担当部長が申しあげましたように、資料編で直すかもしくは会長元々おっしゃっていただいたように、注釈欄のところでも表現できないかということに対しては、一度この後、協議をさせていただいたらなというように考えてございます。以上です。

会長 ご説明ありがとうございました。注釈欄の文章そのものがおかしいという指摘ですので、その点はよろしく願います。注釈をさらに付けるのではなくて注釈そのものがおかしいのではないかと申し上げています。
 写真に関してはいかがなのでしょう。願います。

オブザーバー 実はこの写真につきましても、先ほど担当部長からご説明させていただきましたとおり、当初了解いただいた写真といたしますのが、事務所から出

ていく写真ということで、今回ご指摘あった内容でこのような写真に変えたという経緯がございます。

会長 どなたのご指摘ですか。

オブザーバー 議会からの指摘です。

会長 そうですね、審議会じゃないですね。

オブザーバー 市議会です。審議会ではございません。市議会からのご指摘を踏まえて変えさせていただいたという経緯がございます。実はそのときに、担当の部署もイメージに合うようにということでこの写真を撮り直したのですが、今回、委員からおっしゃっていただいたようにリアリティな部分が足りないというのは、全くそのとおりでして、今回はそこまで至ってなかった。といいますのは、例えば写真の写り込みの話になりますと、その区画の了解、家に写り込むところの了解ですとか、地域の了解、そういった様々な条件をクリアしないといけないというようなことなどもあって、今回は一般的な写真にしたのですが、ただ、これはまた担当部署で検討いただく形になるかとは思いますが、本当にいい意見を今回いただいたと思っていますので、可能なのであれば今後作成するパンフレットですとか、時間をいただく中でそれが実現可能なのであれば検討する余地はあるかなとは思いますが、今回ご指摘いただいているこの概要版を差し替えるという件については非常に難しいのではないかと考えてございます。以上です。

会長 パブリックコメントと市議会の議員の意見を受けて変えたものを、審議会で見るという機会はないのですね、今のご指摘、ご説明だと。つまり事務局が修正したものについて、粛々とご説明をお聞きすると。ご審議お願いしますと何度も言われましたが、今回はそういうプロセスなのですね。

オブザーバー すみません。私の説明ばかりになって申し訳ないのですが、決して審議会をないがしろにするようなそういう思いではございませんし、そういう意見を言うことが不可能というものではないです。それはなぜかと言いますと、われわれが変更するに当たっては、これまで10回ほど審議会を踏まえられたことについては大変重く受け止めて答申をいただいたという認識でございまして、いただいたご意見はそこを尊重しながら、われわれ、

市としては、その範囲の中でよりいいものとして変えたという認識でございますので、さらにそのブラッシュアップという今回は意見かというように思っていて、その形を延々と続けていきますと、どこが終着点かという話になってしまうと。

会長

違いますね。今回は修正点がおかしいって言っているのです。修正点を修正する機会を審議会は持たないのですね、というのをお聞きしているのであって、ただだらといつまでもそれじゃあ終わらないでしょ、みたいな話ではありません。修正したものを、審議会がこの写真じゃおかしいのではないか、この注釈はおかしいのではないかと申し上げて、いや、もうここからは変えられませんというものだったら、その修正したものを審議会として見せていただく機会がないってことですになりますよ。こういう手続はとても残念に思いますね。これだけ一生懸命3年間かけてやってきて、最後に勝手に修正されて、勝手に写真入れられて、これはちょっとおかしいのではないですか、いやもうそれは修正できませんと、そんなことをいくら繰り返しても埒が明きませんからということなのですね。では先行きましょう。

概要版ですけど、パブリックコメントに入っていたのですかね。概要版も対象だったのですか。

事務局

対象にさせていただいていました。

会長

分かりました。じゃあ今、概要版をご説明いただいてご意見あったけれども、それはもう今さら変えることができないということでございましたので、仕方ないですね。

(5) 資料編について、一応説明していただけますか。

事務局

それでは、資料5の資料編について説明させていただきます。

資料1は策定経過、審議会における協議内容、資料2は委員の皆さまの名簿でございます。資料3は地域概要、資料4は人口、資料5から資料9までがごみ減量化・資源化施策の実績で、前計画の施策の実施状況を掲載しております。資料9から資料16までは、主な取り組みの紹介を掲載しております。資料17から資料26は、アンケート集計結果として、市民アンケート結果を掲載しております。資料27から資料35は、事業所アンケート結果を掲載しております。また、資料35から資料37は、許可業者アンケート結果を掲載しております。資料38は、令和13年度までのごみ排出

量・処理量の見込みとして現状推移の排出量を掲載しております。資料 39 は、令和 13 年度までの現状推移の処理処分量を掲載しております。資料 40 は、令和 13 年度の目標達成時の排出量を掲載しております。資料 41 は、令和 13 年度の目標達成時の処理処分量を掲載しております。資料 42 ページから 44 ページは、用語解説として 50 音順に記載しております。

以上が資料編でございます。説明は以上で終わります。

会長 ご説明ありがとうございました。今のご説明で何かご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

では、続きまして、（6）その他、お願いします。

事務局 それでは、その他について説明させていただきます。

今後の審議会のスケジュール案といたしまして、令和 6 年度は 4 回の審議会を開催する予定でございます。初回は 9 月中旬、第 2 回目以降は追って連絡させていただきます。

また、委員の皆さまの任期が、令和 6 年 11 月 5 日までとなっておりますこともお伝えさせていただきます。

説明は以上でございます。

会長 ご説明ありがとうございました。今のその他につきまして審議会のスケジュールについてご説明がありました。いかがでしょうか。ご質問ございませんでしょうか。

では、全体を通じまして何かご質問がありましたらと思いますが、ご意見やご質問ありますか。よろしいでしょうか。お願いします。

委員 概要版の話ですが、これは一般の家庭、一般市民に配られるとかいうような資料でしょうか。

会長 お願いします。

事務局 まず一般市民の方が見やすいものとして作成はしておりますが、全市民に対して全戸配布については考えていない状態です。

事務局 すみません。説明会等をやりますので、そういう際には概要版を使って説明会をしていきたいと思っておりますし、インターネットではもちろん載せますので、いつでも見られるような状態にはさせていただきます。

委員

分かりました。ありがとうございます。

それで質問なのですけども、説明会の際にこれを配られたとして、丁寧にご説明くださるかもしれないですけれども、して下さると信じておりますが、やはりこの説明は、今まで私たち委員だったら2Rが何だとか、こういう行政と市民とかのパートナーシップは何だろうとかいうのが分かるかもしれないですけれども、まず私たちが決めましたスローガン「ごみにする？資源にする？それが結局あなた次第」という、これもあなたにかかっているのですよっていう、そういうことがこれには全然載ってないと私は思うのです。例えば、資料3の20ページの分別状況の円グラフとかはすごく分かりやすいと思うのですね。適正に分別排出されたものが72%、大体7割ぐらいいはちゃんとできているけど、後の3割ぐらいいは食品ロスになっているよ、燃やすごみに出されているけど資源にできるよ、これはあなたがちゃんともし分けてくださったら資源になりますよっていう。この表、グラフが、すごくあなた次第だということが一番分かりやすい資料なんじゃないかなと私は思うので、それがなくてほぼほぼ文章だけになっていて、あなた次第なのですよというところが強調されていないために、ほかの人がいった意見のように「あなた次第でごみにしてもいいし、何してもいい」という、そういう間違っただけの捉え方をされてしまう可能性が大だと思うので、この基本計画を何も分からない市民に渡して理解をしましょうよって言うても、ちょっと無理なんじゃないかなと私は思います。

事務局

ありがとうございます。説明会にはただお渡しするのではなく、内容はきっちりと説明をしてまいります。それは後で言う予定だったのですけども、もし意見があれば委員の皆さんの、こんなことも言ってあげたほうがいいのではないかと、そういう意見もいただいて、それを説明会に持っていきたいなとまず思っています。それと有料化が決まればの話ですけども、決まった後の説明会、またこれはもっと細かく制度の説明もあるので、今の川西市の現状というのを説明をしに参ります。前のことで申し訳ないですけど、分別収集の内容を変えたときは200回を超える説明会を行いました。今回も何回か分かりませんが、それぐらい細かい単位での説明をさせていただきたいと思っています。その際にもこの資料を使いながら、できるだけ皆さんにご理解いただけるように説明をしてまいりますので、それはご期待という言い方はあれですけども、きちんとしてまいりたいと思っています。以上でございます。

委員

はい、ありがとうございます。

会長

せっかく川西市さんには、いろんな可愛いキャラクターとか面白いキャラクターなんかもありますし、だからそういうのを使って、ちょっと見てみようかなって思っていただけのような、そういう内容のほうがいいですね。確かに字がちょっと多いのと、本当に今おっしゃっていただいたように、ひと目で市民が何をしたらいいか分かるようにしたらいいと思います。1つは今燃やしちゃっているところから資源にできるものをとにかく資源に回すっていうこと、それがごみ減量でもあるし、ひいてはサーキュラーエコノミーみたいなことにもつながっていくと思うので、その辺りのことが分かっていたといいし、多分買い物ところで考えていただくようにもなる。もう1つは、今でも分けているわとおっしゃるのだけど、いやでも実際は資源ごみが3割入っちゃっていますよねっていう、これを救い出すとかこれでごみを減量するっていう、その方向で行きましょうよということをご説明いただいたら、多分有料化のほうにもすごく理解が進むかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。

後はもうこの計画をどのように生かしていくか、それしかないなと思いますので、その点は職員の方にお任せしようと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

今日は川西市一般廃棄物処理基本計画がこういうふうになりましたというご報告をいただいたというところでもございました。申し訳ありません。最初、こういう位置づけの審議会だと十分理解していなかったのも、皆さんに熱心にご意見やご質問を募ってしまって、逆に失礼をしたと思って大変反省しております。申し訳ありませんでした。

それでは、本日の議事は全て終了となります。これで計画ができましたが、冒頭にも申し上げましように、審議会の皆さまには熱心なご意見をたくさんいただいて、私自身すごく勉強になりましたし、ありがたかったなと思っております。川西市さんはすごく頑張っている市なので、ぜひ事業者も市民の方も行政も一緒になってこれからは91グラムといわず卵3個分ぐらい減らしていけるといいなと思って、それを願っております。

そういうわけで今日の議事はこれで終了ですので、進行を事務局にお返ししてよろしいですか。どうもありがとうございました。

事務局

会長、長時間の進行どうもありがとうございました。

それでは、花田会長、各委員のみなさん、本日はご多用のところご出席いただき、また貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

これをもちまして、第11回川西市一般廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。

時刻：午後3時35分